

# 民事家事当番弁護士にぜひご相談を!!

～裁判で弁護士がおらず、お困りの方へ～

東京弁護士会法律相談センター  
第一東京弁護士会法律相談センター  
第二東京弁護士会法律相談センター

「他人から訴えられて自宅に訴状が届いたけど、答弁書の書き方が分からない…」

「裁判所より調停期日の呼び出し状を受け取ったが、どうすればいいの？」

「自分で裁判を起こしたが、裁判所から、事案が複雑なので弁護士に頼んだ方がよいとアドバイスを受けた」…こんな悩みはありませんか？

『**民事家事当番弁護士制度**』とは、裁判の当事者になったにもかかわらず、弁護士に依頼していない方のために、弁護士が待機して対応する制度です。

**裏面の各法律相談センターにて対応しています。**

## 利用できる事件

(1) 裁判所に係属し、裁判所の事件番号が付されている事件であること。

ご相談の際、裁判所の事件番号が付された書面をお持ち下さい。

(2) 弁護士が代理人として就いておらず、未だ弁護士に依頼していないこと。

(3) 同一事件についての初回の法律相談であること。

(4) 事件分野に制限はありません。

※クレサラ（債務整理）相談は、民事家事当番弁護士を利用しなくとも相談は無料です（事件依頼も可能です）。

※事案によっては弁護士を紹介できない場合もあります。

## 法律相談の流れ

(1) 事件分野や交通の便などからご都合のよい法律相談センター（裏面参照）をお選び下さい。

(2) 裁判所の事件番号が付された書面をご用意下さい。

例：原告（申立人）なら受付票、被告（相手方）なら期日呼び出し状など

(3) お選びいただいた相談センターに事前に予約のうえ直接おいでください。

ご予約は、お電話、あるいはインターネットにて受け付けております。

(4) 受付にて、民事家事当番弁護士を依頼する旨を告げ、裁判所の事件番号が付された書面をご提出下さい。

※事件番号が付された書面は、内容を確認後すぐにお返しいたします。

(5) 当番弁護士の無料相談（30分）を受けることができます。

※2回目以降は通常法律相談と同様、有料になります。

※弁護士への依頼を希望される場合にも、当番弁護士にご相談下さい。

**\*\*\*\*民事家事当番弁護士制度 実施法律相談センター\*\*\*\***

下記の各法律相談センターにて対応しています。

<b>霞が関法律相談センター</b> 電話番号：03-3581-1511 対応分野：一般	<b>新宿総合法律相談センター</b> 電話番号：03-6205-9531 対応分野：一般、家庭、クレサラ、消費者、 労働、医療、外国人
<b>蒲田法律相談センター</b> 電話番号：03-5714-0081 対応分野：一般、クレサラ、労働、外国人、 生活保護	<b>池袋法律相談センター</b> 電話番号：03-5979-2855 対応分野：一般、クレサラ、消費者、医療、 労働、女性、生活保護
<b>錦糸町法律相談センター</b> 電話番号：03-5625-7336 対応分野：一般、クレサラ、家庭、女性、労 働、消費者	<b>渋谷法律相談センター</b> 電話番号：03-5428-5587 対応分野：一般、クレサラ、労働
<b>四谷法律相談センター</b> 電話番号：03-5312-2812 対応分野：一般、クレサラ、女性、建築	<b>立川法律相談センター</b> 電話番号：042-548-7790 対応分野：一般、クレサラ、労働
<b>八王子法律相談センター</b> 電話番号：042-645-4540 対応分野：一般、クレサラ	<b>町田法律相談センター</b> 電話番号：042-732-3904 対応分野：一般、クレサラ
<b>【インターネットによるご予約】</b> <a href="http://www.houritsu-sodan.jp/reserve/">http://www.houritsu-sodan.jp/reserve/</a> (右の二次元バーコードからも予約ができます)	



**【お問い合わせ先】**

東京弁護士会・法律相談課      電話：03-3581-2206  
 第一東京弁護士会・法律相談課      電話：03-3595-8575  
 第二東京弁護士会・法律相談課      電話：03-3581-2250